

大仙市告示第27号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下、地域計画案）を公告する。

なお、地域計画案は大仙市ホームページに掲載するほか、以下の縦覧場所において縦覧に供する

また、地域計画案に対し意見があるときは、縦覧期間の終了の日までに意見書を提出することができる。

令和8年2月6日

大仙市長 老 松 博 行



1 縦覧期間

自 令和8年2月7日

至 令和8年2月20日

2 縦覧場所及び意見書の提出先

大仙市農林部農業振興課